

指定居宅サービス事業者の指定の取消し等について

令和5年4月4日

寝屋川市は、介護保険法の規定に基づき、令和5年3月31日付けで下記のとおり指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び指定の全部効力の停止（3か月）を行いましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者等

- (1) 法人名 合同会社 Homecare
- (2) 代表社員 柳田 亨
- (3) 法人所在地 寝屋川市点野五丁目17番11号
- (4) 事業所名称
ふくい訪問介護及びふくい訪問看護
- (5) 事業所住所 寝屋川市点野五丁目17番11号
- (6) 事業種別
ア ふくい訪問介護 訪問介護（平成29年6月1日指定）
イ ふくい訪問看護 訪問看護（平成29年6月1日指定）

2 処分内容

- (1) ふくい訪問介護 指定取消し（令和5年3月31日）
- (2) ふくい訪問看護 指定の全部効力の停止3か月（令和5年3月31日から令和5年6月29日まで）

3 処分の理由

- (1) 人格尊重義務違反（法第77条第1項第5号）該当（ふくい訪問介護、ふくい訪問看護）
大東市長が利用者4人について、高齢者虐待の事実があったと認めたこと。
- (2) 不正請求（法第77条第1項第6号）該当（ふくい訪問介護）
ア 少なくとも令和4年1月から8月までの間、1人の訪問介護員が、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサー

ビスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領したこと。

イ 少なくとも令和4年1月から8月までの間、ふくい訪問介護で勤務していることが出勤記録で確認できない時間帯の訪問介護員の名前でサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領したこと。

ウ 少なくとも令和4年1月から8月までの間、サービス提供記録にサービス提供時間又はサービスを提供した訪問介護員の名前がなく、サービス提供の実態が確認できないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領したこと。

4 欠格事由該当者

代表社員兼管理者 柳田 亨